

意見書

平成22年 3月 9日

総務省情報流通行政局
情報流通振興課 御中

スマート・クラウド研究会 中間取りまとめ（案）「スマート・クラウド戦略」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙には意見の対象となるページ数及び項目を明記すること。

頁	項目	意見
16 頁	第 3 章 クラウドサービスを通じたICT利活用の徹底 3.スマートクラウド基盤の構築による社会インフラの高度化	<p>【総務省案】</p> <p>具体的には、先ず、電力流と情報流を統合管理するスマートグリッドの場合、スマートメータを介して収集された各戸の電力消費量や自然エネルギーの発電量などのリアルタイムのデータをクラウド技術を通じて統合化し、電力供給を制御する仕組みを構築することが可能である。</p> <p>【意見】</p> <p>一家庭内に閉じた電力供給のみならず系統レベルの電力供給をクラウド技術により直接制御する、と読めるが、現在議論されている「日本版スマートグリッド」の文脈から考えるにやや言い過ぎではないか。「電力供給を制御する仕組み」は「電力流を最適化する仕組み」の表現がより適切ではないか。</p>
20 頁	第 3 章 クラウドサービスを通じたICT利活用の徹底 5.スマートサービスと消費者(利用者)権利の保障基盤の構築による社会インフラの高度化 (2) クラウドサービスに関するモデル契約約款の策定	<p>【総務省案】</p> <p>(2)クラウドサービスに関するモデル契約約款の策定</p> <p>クラウドサービスの利用を促進する観点から、SLAの在り方を含め、クラウドサービスに関するモデル契約約款の策定を民間主導で進めることが適当である。その際、利用者の権利保障を実現する観点から、サービス終了時の利用者に対する事前告知、データの利用者への返還とデータ削除時証明の在り方等について検討することが必要であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>一部のパッケージ・ミドルウェアの海外ベンダーが一方的な保守費用の値上げを通告し、多数の国内ユーザとトラブルになった事例をふまえて、上記案文の後に、 <u>「この際、クラウドサービス提供者側からの一方的なサービス終了告知等により、利用者側が著しく不利益を被ることが無いよう、十分な考慮が必要となる。」</u> と追記してはどうか。</p>

頁	項目	意見
32～33 頁	第 5 章 クラウド技術の標準化等 1. SLA の在り方～ 2. サービス品質やプライバシー確保の在り方	<p>【総務省案】</p> <p>1. SLAの在り方 (中略) このため、SLAに関しては、例えば以下の事項の標準化等を検討することが必要であると考えられる[資料 30～32]。 ✓各クラウドサービスのQoS(Quality of Service)やセキュリティレベルに関するレイティング等の共通的・客観的な基準 ✓データセンタの稼働率だけではなく、複数のクラウド間を接続するネットワークを含むエンドエンドベースのQoSを考慮したSLA基準 ✓データセンタのパフォーマンス、データバックアップ・リストア、障害回復時間、障害通知時間等に関するSLA基準</p> <p>2. サービス品質やプライバシー確保の在り方 クラウドサービスの品質やプライバシーを確保する観点から、例えば、以下の点について検討することが必要であると考えられる。 ✓一つのクラウドの中に複数の顧客データが蓄積されるマルチテナント環境(データ処理プロセスのマルチテナント化又はデータ保存のマルチテナント化)において、各顧客のデータ処理が明確に分離されたり、それぞれの保存されたデータ群間で相互参照ができないようなセキュリティ環境の確保の在り方 ✓特定のクラウドサービスに障害が発生した場合に、別のクラウドサービスにデータや処理を移管するディザスタリカバリ確保の在り方 ✓利用者から開示請求があった場合、クラウドサービス事業者がセキュリティポリシーを開示する責任を負う制度の在り方</p> <p>【意見】</p> <p>SLAやサービス品質の観点がいくつか例示されているが、次のような項目についても加えてはどうか。 ✓<u>カスタマイズに際して特別な費用が発生しないよう、カスタマイズの自由度・条件の明確化の在り方</u> ✓<u>万一の情報漏えいの際の(主務官庁の報告徴収等に備えた)システムログの取得・保存対応の在り方</u></p>